

報 道 資 料

令和元年 8 月 21 日

教育部教職員課

0742-34-5299 (ダイヤルイン)

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
保健給食課 主事 事務職員	31	R1. 8. 21	減給 10 分の 1 6 月	令和元年 5 月 25 日、自宅で妻 に対し、暴行を加え傷害を負わせ、 その後、同年 6 月 5 日、傷害罪で 罰金 20 万円の略式命令を受けた ものである。	地方公務 員法第 29 条第 1 項 第 1 号及 び第 3 号